

和歌山環境EAP協会会員各位様

再生可能エネルギー促進一環事業

# 資金負担がゼロのソーラー設置のご提案

対象;アパート・マンション

(社)中小企業団体連盟協同事業

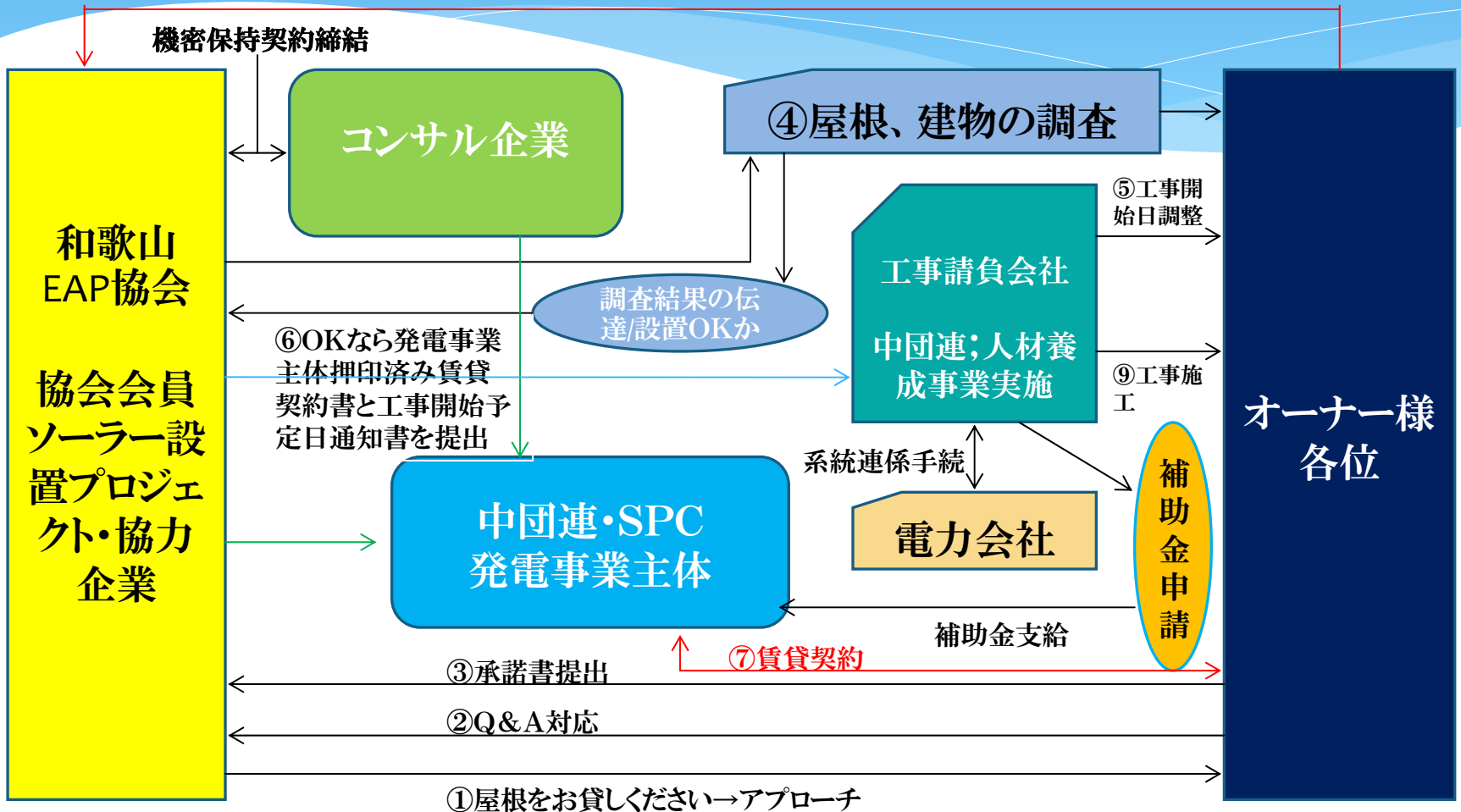
平成23年8月29日

(社)和歌山環境エコアクションポイント協会

代表理事 下滝 哲夫

# 資金ゼロソーラー設置事業基本スキーム

## ⑧工事開始日承諾書(オーナー印済)の返送



## 紹介料お支払い対象のアパート・マンションの条件

- 1、原則、築20年以内の物件(但し、建物の状態が良い場合には例外あり)
- 2、南側から影がかからない建物である必要があります
- 3、足場設置やクレーン作業ができるスペースが確保できる物件であること
- 4、傾斜屋根、陸屋根ともに対象で、設置スペース100坪(330m<sup>2</sup>)以上とします
- 5、マンションの場合:従量電燈契約及び低圧契約が存在すること
- 6、マンションの場合:高圧契約の場合、共用部の前月電力請求書をお送り頂きます
- 7、公的補助金の支給を受けられることを前提と致します
- 8、ソーラー発電で生まれるグリーン電力証書、排出権はパネルの所有者に帰属する事とします(※CO<sub>2</sub>排出権やグリーン電力証書などは発電事業を行う事業体に帰属が原則)
- 9、上記条件をすべて満たしても、屋根の材質、構造によっては設置できない場合があります

# 屋根の賃貸借契約における諸条件①

## 1、屋根の賃貸借契約の期間は20年とします

- ・建物を途中で売却する場合、本賃貸契約は新しい買い手に引き継いで頂きます

## 2、中途解約は違約金対象となります

- ・違約金額は【残存契約期間(年)】×【パネル設置容量KW】×1,100×40円での計算金額となります

## 3、国の再生可能エネルギー政策の変更による中途解約の例外はあります

## 4、予想に反してパネルに影響をかける障害物が建てられた場合

- ・この結果事業の収支が悪化した場合、中途解約は可とします

## 5、オーナー様は発電設備のメンテナンスに必要な環境を提供し、これを妨げない事とします

- ・屋上に設置された発電設備のメンテナンスをいつでもできる契約が必要
- ・共用部の電力消費を削減するため、事業主体の全額負担で既存設備を現状より省エネ型に機器(LED等)に取り換える事ができる契約を締結いただきます

## 6、契約満了時は設置機器すべてオーナー様に無償譲渡する事とします

## 7、雨漏り時の処理や防水処理の取り決め

- ・ソーラーパネルの設置後に雨漏りが発生した場合には、請負工事を行った工事会社が加入している工事の瑕疵担保保険によって雨漏り修繕代金が賄われますので、ご安心ください

## 屋根の賃貸借契約における諸条件②

- 8、ソーラー発電で生まれるグリーン電力証書や再エネクレジット等の環境価値は事業主体に帰属します
- 9、共用部分にて消費いただくソーラー電力料は事業主体へお支払いいただきます
- 10、売電するソーラー電力料金を発電事業主体が指定する銀行口座への振り込み手続きの同意・承諾印をいただきます

# 屋根の賃貸契約締結及びパネル設置工事開始までの手順

- 1、アプローチ「屋根をお貸ください」
- 2、Q&A対応(オーナー/協力会員企業→中団連×事業主体)
- 3、設置申込書(仮承諾書)をメール→中団連本部→事業主体へ報告
- 4、**屋根、建物の調査←事業主体**
- 5、工事開始日調整(事業主体/工事請負会社)
- 6、**調査結果の伝達(設置OKかどうか、OKならその設置規模の想定等)**
- 7、設置OKの場合、発電事業主体押印済の賃貸借契約書と工事開始予定日通知書をメール
- 8、**賃貸借契約書(オーナー押印済)と工事開始日承諾書(オーナー押印済)の返送**  
→オーナー側から発電事業主体へ
- 9、工事開始日伝達(工事請負会社→事業主体→中団連→会員企業→オーナー)
- 10、必要に応じて工事の最終段取り打ち合わせ

# パネル設置工事開始から工事完了までの手順

- 1、設置工事の施行
- 2、系統関係手続き
- 3、補助金申請の所定欄にオーナーの承諾印取得(国、自治体版各々に)
- 4、補助金申請
- 5、補助金支給
- 6、工事残金支払いと設備の受渡し(事業主体→工事請負会社)
- 7、**紹介手数料のお支払い**
- 8、設置完了の通知(中団連→協力会員企業→オーナー)

## 協力希望の皆様へ

本民活プロジェクトは皆様の事業アカウント拡大へ貢献できるものと確信しております  
どうぞ、ご協力いただきますようお願い申し上げます

ご希望の皆様はお手数をお掛けいたしますが、本プロジェクト担当;西本、下記メールアドレスまで、ご一報頂ければ幸いです。本プロジェクト協力会員企業として登録させていただきます。また、プロジェクト内容に関する質問等についてもメールいただければできるだけ早くご回答申し上げますので、宜しくお願い致します。

メールアドレス; nishimoto@jfs.jp